

静岡N D S 就活ハラスメント防止ガイドライン

「就活ハラスメント」とは、「就職活動中やインターンシップ中の学生等に対するハラスメント（セクハラ・パワハラ等）」のことを指し、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為です。

当社は、就職活動中の学生や求職者に対するハラスメントを防止し、健全な採用活動を推進するため、ガイドラインを制定いたします。

【目的】

就活ハラスメントを防止し、公平かつ安心して応募できる環境を提供することを目的とする。

1. 学生や求職者が安心して就職活動が行えるようにする
2. ハラスメント防止に取り組むことで、企業の社会的信頼を保ち、優秀な人財の確保につなげる
3. ハラスメントのない職場環境を整え、従業員の働く意欲や生産性を向上させる
4. 労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法に基づく指針に従い、適切なハラスメント防止措置を講じる

【適用範囲】

採用担当者や面接官等、採用活動に関わるすべての従業員

【就活ハラスメント防止に向けた行動指針】

1. 不適切な質問や要求をしません
(プライベートに関する質問、採用の見返りに食事や不適切な関係を迫るなど)
2. 高圧的な態度、心理的負担をかける面談・面接をしません
3. 人格を否定する言動をしません
4. 社員が面談を実施する場所は、会社、学校構内またはオンラインとします
5. 社員がSNS等を利用し学生や求職者と、業務外での接点を持つことを禁止します
6. 学生や求職者と私的な連絡先の交換をしません
7. 就職活動で得た個人情報は一定期間経過後、削除します
8. 採用活動に関わるすべての従業員に対して定期的に周知および教育を実施します
9. 選考においては厚生労働省「公正な採用選考をめざして」に記載の配慮すべき事項に準拠します
10. ハラスメントに関する事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、不利益な取り扱いをしません

【相談窓口の設置】

就活ハラスメントに関する相談窓口は以下のとおりです。

相談窓口： 静岡N D S 株式会社 企画総務部

TEL：054-265-0025（受付時間 平日9:00～17:00）